

## 4-2 我が国における公営墓地使用条例・規則についてーモデル条例試案

平成〇〇年〇月〇日

条例第〇〇〇号

### 〇〇市霊園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定<sup>1</sup>に基づき、〇〇市営霊園（以下「霊園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<sup>2</sup>

- (1) 霊園 墓所及びその周辺の緑地並びに敷地内に設ける附帯施設の総称
- (2) 墓所 墳墓を設けるために市長が指定した区画
- (3) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設

(霊園の設置)

第3条 公共の福祉及び公衆衛生の向上に資するため、本市に霊園を設置しその名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
〇〇霊園	〇〇市△△町1丁目2番地
××霊園	〇〇市××町3丁目4番地

(墓地の使用目的)

第4条 墓所は、墳墓の用に供するものとし、その目的以外に使用してはならない。

(使用の許可)

第5条 墓所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をすることができる者は、次の各号のいずれの要件をも満たさなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。<sup>3</sup>

- (1) 本市の住民基本台帳に引続き6か月以上登載され、現に本市に居住している者
- (2) 現に埋蔵（改葬を含む）するべき焼骨を所持し、墳墓を必要としている者

3 市長は、第1項の許可をするにあたり、管理上必要な条件を付することができる。<sup>4</sup>

4 市長は 第1項の許可をした場合には使用許可証を交付する。

<sup>1</sup> 地方公共団体に対し、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならない旨規定する条項である。これに加えて墓地・埋葬等に関する法律を「摘示する例もある。

<sup>2</sup> 解釈上疑義を生じさせないため、主要な用語の定義規定は重要である。

<sup>3</sup> 市営霊園である以上、墓所の使用は市民（しかも焼骨を所持する者）が優先されるべきであり、合理的な制限であろう。特別な事由については、行政の平等原則や裁量権の濫用・逸脱に留意しつつ、市長が判断することとなる。

<sup>4</sup> 地方税の滞納ある場合、滞納の解消を条件とすること等が考えられる。

5 市長は、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるときは、墓地使用を許可しない<sup>5</sup>。

（代理人の選定）<sup>6</sup>

第6条 使用者が市内に住所を有しないとき、又は有しなくなったときは、速やかに、市内に居住する代理人を選定して市長に届け出なければならない。代理人を 変更したときも同様とする。

2 前項に規定する代理人は、使用者の代わりにその義務を負わなければならない。

（使用料の納付）

第7条 使用者は、別表1に定める墓所使用料（以下「使用料」という。）を、使用許可の際に全額納付しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用許可を受けてから1年以内に未使用のまま墓所を返還した場合には、市長は、既納使用料に50%を乗じた額を還付することができる。<sup>7</sup>

（管理料の納付）

第9条 使用者は、墓地の管理に必要な経費として、規則で定める管理料<sup>8</sup>を納付しなければならない。

（使用料等の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料及び管理料の納付を減額し、又は免除することができる。<sup>9</sup>

（譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、墓所を使用する権利（以下「使用权」という。）を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（墳墓等の設置、改造）

第12条 使用者は、墓所に墳墓を設置し、又は改造しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 墳墓は、規則で定める基準に適合しなければならない。

（管理上の措置等）

第13条 市長は、使用者に対し、墓所の設備及びその管理並びに維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の場合で、墓所の移転や区画の変更を伴う場合には、市長は使用者に対して相当な補償を行なう。

---

<sup>5</sup> 民間の契約書では、暴力団排除条項を入れることが一般化しつつある。公営墓地の設置・管理条例で規定されている例はわずかだが、今後検討されるべきであろう。ただし、厳格な適用は、公衆衛生等別な問題を生じさせるおそれがあるので注意を要する。

<sup>6</sup> 後日使用者が所在不明となり、荒れ墓地化や管理料の滞納を回避するための条項である。この条項と、第19条の規定とで所期する目的は相当程度達せられるのではないか。当初から保証人を付することを条件とする例もあるが、一般に保証人確保は困難を伴う。目的は相当であるが、手段として行き過ぎの感がある。

<sup>7</sup> 還付に関してはこのほかにも、様々な規定の仕方があること、一切還付しない旨の規定にも合理性が認められ得ることは、本文で指摘したとおりである。

<sup>8</sup> このほか、手数料を一括して定める条例のなかで規定する場合もある

<sup>9</sup> 民営霊園に比べ、使用料、管理料はさほど高額ではないが、資力の乏しい市民に配慮した規定であり、多くの条例に見られる規定である。

(使用権の承継)

第14条 使用権は、使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わり祭祀の主宰者となった者が、市長の許可を得ることのよりこれを承継することができる。

- 2 前項の規定により、使用権を承継しようとする者は、原因発生後速やかに前項の許可を申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可をした場合には、使用権承継許可証を交付する。

(使用権の取消し)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 使用者が管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき。
- (5) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用許可の取消しを行なった場合には、その旨を使用者に通知する。

(原状回復義務)

第16条 使用者は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに当該墓所を現状に復し、市長に返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長はこれを執行し、使用者に対してその費用を徴収する。<sup>10</sup>

(使用権の消滅)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。<sup>11</sup>

- (1) 使用者が死亡した日から5年を経過しても主宰者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

- 2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓等を改葬し、又は移転することができる。

- 3 市長は、前項の規定により改葬し、又は移転しようとするときは、その1月前までにその旨を規則に定める方法により告示しなければならない。<sup>12</sup>

(使用者の住所等の変更)

第18条 使用者は、第5条第4項の使用許可証又は第14条第3項の使用権承継許可証<sup>13</sup>(以下「許可証」という。)の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければ

<sup>10</sup> 使用許可の取消に実効性をもたせるためか、このような規定を置く例は多い。しかしながら、このような措置は、行政代執行法に基き執行されるべきであり(同法第1条)、条例を根拠とすることには無理があるのではないか。また、法律に基づく代執行が可能な場合でも、遺骨の処分まで代替性を認め得るかどうかは、議論のあるところである。

<sup>11</sup> 検討対象となった条例中、死亡の場合には5年、行方不明の場合には7年と規定する例が最も多かったが、相当のバリエーションがあることは本文中で指摘したとおりである。

<sup>12</sup> 無縁改葬の規定である。「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」では、一般の無縁改葬には1年間の掲示を義務づけているが、使用権が消滅した以上、必ずしも1年もの期間をおく必要はないであろう。他に、この規則に定める方法により改葬する旨規定する例がある。しかし、同規則の規定は市町村長に改葬等の許可を得るための規定である。市長が自らの措置に許可を申請する意義に疑問があるが、同規則に定める措置に準拠して無縁改葬の手続をより慎重に行なう趣旨であれば理由なしとしない。なお、この規定により墳墓の改葬(収去明け渡し)は可能としても、さらに墓石類や遺骨の処分をもなし得るかにつき議論があることは、本文中に指摘したとおりである。

<sup>13</sup> 許可証の体裁や記載事項については、規則で定めておくことが望ましい。また、記載事項の変更があった場合に逐次届出の義務を課すことで、使用者不明となる事態をある程度回避できよう。

ならない。

(許可証の再交付)

第19条 使用者は、許可証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

(罰則)<sup>14</sup>

第20条 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反して墓所を使用した者
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた者
- (3) 使用权を譲渡し又は墓所を転貸した者

2 詐欺その他の不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。ただし、当該5倍に相当する金額が5万円を超えるときは、5万円の過料に処する。

(規則への委任)<sup>15</sup>

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

---

<sup>14</sup> 規定に実効性を保たせるため、重要な違反に過料を科すことはやむを得ない措置であろう。2項は、地方自治法228条3項に依拠した規定である。同条項では「詐欺」となっているが、「詐偽」の文言を使用する例もある。いずれも「だまして免れる」趣旨と理解して良いであろう。

<sup>15</sup> 条例のほか、施行規則を規定するのが一般的である。使用許可申請手続、墓碑等の建設申請手続、様式使用許可証の様式、住所等の変更届出様式等、条例規定の細目を規定している。使用料の還付基準は、還付申請手続とともに、条例中ではなく規則で定められる例が圧倒的に多い。